

中東情勢の変化等を踏まえた建設事業の予算上の対応等について

1. 資材調達状況

中東情勢の変化等の影響により、石油やナフサを原料とする資材が不足するなどの状況が生じており、県が実施する土木工事、営繕工事に必要な資材の供給が制限される、価格が高騰するなどの支障が生じている。

【主な資材の調達状況】

種類	概況
アスファルト合材	4月に2～3千円/tの値上げ。
塗料、塗料用シンナー	大手塗料メーカーがシンナー関連製品の値上げを発表したことを契機として、仮需を含めた注文が殺到し、調達が困難。
断熱材、軽量盛土用発泡ウレタン	4月から40%以上値上げかつ調達が困難。
硬質ポリ塩化ビニル管類	販売価格が5月から大幅に値上げ。供給制限と価格改定により仮需が発生しており、調達が困難。

2. 建設事業の実施における対応状況

(1) 契約済の工事

- 資材価格や労務費が急激に高騰した場合は、契約書のスライド条項(※)を適用し、受注者からの請求により契約額の変更を行う。(予算額の範囲内で対応)

※賃金水準、あるいは物価水準の変動により請負代金額が不適当となった場合に、請負代金額の変更が可能な制度

- 主要資材の調達が遅延し、施工できなくなった場合は、工期の延期や工事の一時中止を行う。(調達が見通せない場合は、受発注者で協議の上、工事の打ち切り精算を検討)

(2) 今後発注する予定の工事

- 主要資材の調達の見通しを注視しながら発注をしていく。

3. 予算額の超過が見込まれる場合の対応

- 全体事業期間を延長し、今年度実施する事業量を調整することが可能な工事については、予算の範囲内で実施することを基本とする。
- 期限が決まっているなどの事情がある工事については、今年度必要な事業量が確保できるよう予算の増額の必要性について検討する。